

### 資料第3

#### 少年再抗告事件の国選付添人選任について

##### 1 必要的付添人

当審が検察官関与決定をした場合（少年法第35条第2項による同法第32条の6の準用により、同法第22条の2、22条の3も準用される。）

※ この場合には、少年に対し付添人を選任するかどうか照会をし、回答を求める必要がある（回答期限は1週間以内が目安）。

##### 2 裁量による国選付添人の選任

(1) 少年に対する付添人照会手続を原裁判所及び当審が行うことはない。

※ 少年審判規則46条の4第1項

(2) 国選付添人を付す要件（少年法第35条第2項、同法第32条の5第2項）  
以下の①～③をすべて満たす必要がある。

① 少年法第3条第1項第1号に掲げる少年に係る事件であって同法第22条の2第1項各号に掲げる罪のもの又は同法第3条第1項第2号に掲げる少年に係る事件であって同法第22条の2第1項に掲げる罪に係る刑罰法令に触れるもの

② 同法第17条第1項第2号の措置がとられており、かつ、少年に弁護士である付添人がない場合

③ 事案の内容、保護者の有無その他の事情を考慮し、再抗告審の審理に弁護士である付添人が関与する必要があると認めるとき

(3) 国選付添人を付す判断について

(2)の再抗告事件の配てんを受けた場合、付国選付添人調査票を作成し、担当調査官の調査を経て、裁判体の判断を仰ぐ。

3 日本司法支援センター東京地方事務所（以下「東京地方事務所」という。）への国選付添人候補者指名通知依頼及び東京地方事務所による同指名通知（総合法律支援法38条）並びに選任手続

(1) 国選付添人を付すことになった場合、速やかに国選付添人候補者指名通知依頼書を作成し、これに家庭裁判所の決定写し及び抗告審の決定写しを添付し、回答期限を2日以内を目安に設定し（休日を挟む場合には次の平日），送付簿により事件係に送付する。送付を受けた事件係は、48時間以内に回答を得ら

れるよう、必要に応じてファクシミリを利用する。

- (2) 東京地方事務所から指名通知が送付又は送信されたときは、主任裁判官名で国選付添人選任書を作成し、主任裁判官の決裁を得る。
- (3) 国選付添人選任書は、原本を付添人に送付し、写しを記録に編てつするとともに、当審記録表紙、刑事事件進行管理プログラムに付添人の氏名等必要事項を記入・入力する。ただし、後記4により、付添人に対し再抗告申立て理由の補充書を差し出すことができる旨の書面を送る際に、国選付添人選任書を同封して差し支えない。
- (4) 国選付添人が選任されたときは、少年、保護者、検察官（必要的付添人の場合）及び東京地方事務所に対し、速やかに付添人の氏名等必要事項を通知し、その写しを記録につづっておく。

#### 4 再抗告申立て理由の補充書

- (1) 付添人が選任されたときは、その者に対し、再抗告申立て理由の補充書を10日以内を目安（注※）に差し出すことができる旨の書面を簡易書留郵便により郵送し、その写しを記録につづっておく。

※ 少年事件の早期処理の必要性にかんがみ、10日以上の期間を定める場合は、担当調査官に相談の上、裁判体の指示を受ける。

補充書は、原本1通、写し1通の提出を求める。なお、期間の延長が認められる例は少ない。

- (2) 補充書が提出されたときは、速やかに写しを担当調査官に提出し、原本を記録につづり込む。

#### 5 再抗告経過票の作成等

速やかに再抗告経過票を作成し、これを一件記録に添付して担当調査官に提出する。

#### 6 決定案の決裁、告知・通知

再抗告事件の例による。